

まえがき－報告及び勧告に当たって

人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しており、職員が、県行政を公正かつ効率的に進めるという使命の下で、安心して職務に取り組むための基盤であるとともに、職員の勤務条件について県民の理解を得る上で重要な役割を担っている。

また、地方公務員の給与については、地方公務員法で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」という均衡の原則に基づいて決定することとされている。人事委員会はこの原則に立脚し、さらに同法の「地方公共団体は、～給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。」という情勢適応の原則により、給与等の勤務条件について地方公共団体の議会及び長に報告・勧告を行っている。

本委員会では5月から6月にかけて例年通り職種別民間給与実態調査を実施したが、その結果県内民間事業所従業員の給与に関する状況は依然として厳しいものであることが分かった。このような民間給与の実態をもとに、本年の職員の給与等に関する報告及び勧告を行うものである。

ところで、現在本県においては、特例条例による職員給与の減額措置や、定員削減をはじめとする行政の効率化・スリム化、事務事業の見直しなど行財政改革への取り組みが引き続き進められており、本県職員には、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう今後一層の業務の効率化や職務能力の向上に努めるとともに、県民の期待と要請に応えるよう職務に精励することが求められている。

本委員会では、今後とも県民各位の理解を得られるよう適切な職員の給与等に関する報告及び勧告を行うことにより、職員の給与が上記のような職務の遂行に適合したものであるよう、引き続き努力していく所存である。

